

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成17年6月30日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目38番地8

塚本 律

(2) 建築協定の名称

京都市西京区東桂坂第4地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目37番地2, 37番地3, 37番地4, 37番地5, 37番地6, 37番地7, 37番地8, 37番地9, 37番地10, 37番地11, 37番地12, 38番地1, 38番地2, 38番地3, 38番地4, 38番地5, 38番地6, 38番地7, 38番地8, 38番地9, 38番地10, 39番地1, 39番地2, 39番地3, 39番地4及び39番地5

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目37番地1

(4) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態及びその他の事項

(5) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成17年7月4日(月)から平成17年7月25日(月)まで(22日間)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成17年7月28日(木)午後3時から午後5時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部指導課会議室(北庁舎2階)

(3) 主催者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 本田 徹

(都市計画局建築指導部指導課)